平成２２年（フ）第２４号
金沢市諸江町上丁491番地１、従前の住所金沢市昌永町15番９号
債務者　久田　伸之
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
岐阜市本荘中ノ町３丁目26番地　パティオナカノマチ401号室
債務者　矢島　　忍（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３０号
岐阜県瑞穂市牛牧1503番地１　アーバンハウスタカダ206号
債務者　三塚　直美（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２号
岐阜県郡上市高鷲町鮎立2767番地１、住民票上の住所岐阜県郡上市高鷲町鮎立3160番地１
債務者　新山　　浩
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
岐阜県郡上市高鷲町鮎立2767番地１、住民票上の住所岐阜県郡上市高鷲町鮎立3160番地１
債務者　新山千佳子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５号
岐阜市加納花ノ木町30番地　フォーブルマスヤ201号室
債務者　松岡　桂子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２号
静岡県下田市六丁目25番12号うつぎ原市営住宅108
債務者　増島　敏江
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第５号
三重県伊賀市久米町120番地
債務者　新川　　**均**
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第７６２号
大津市本丸町６番16―403号
債務者　福田　　保
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６３号
大津市本丸町６番16―403号
債務者　福田　勝代
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７６４号
大津市本丸町６番16―403号
債務者　福田　睦美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７３号
兵庫県加古川市尾上町養田1314番地の１　ハイツエヴァグリーン101号
債務者　落合　幸利
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８９８号
兵庫県加古川市別府町本町１丁目31番地の１サーパス別府305号
債務者　松井　雅代
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９３９号
兵庫県加古川市加古川町中津259番地の113
債務者　西本　典子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９４９号
兵庫県加古川市平岡町新在家1127番地の６
債務者　今井早百合
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９７３号
兵庫県姫路市飾磨区野田町201番地　ハイツ野田302号、従前の住所兵庫県姫路市玉手２丁目９番地の23
債務者　井上太こと井上大鉉こと　金　　大鉉
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９７４号
兵庫県姫路市飾磨区野田町201番地　ハイツ野田302号、従前の住所兵庫県姫路市玉手２丁目９番地の23
債務者　井上和子こと　陸　　和子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部